

児童養護施設等の小規模化及び家庭的養護の推進のために（概要）

社会保障審議会児童部会社会的養護専門委員会とりまとめ
平成24年11月

<u>I 児童養護施設における小規模化・家庭的養護の推進</u>	
1. 社会的養護の課題と将来像に掲げられた児童養護施設の小規模化	・ ・ 1
2. 児童養護施設の小規模化の意義と課題	・ ・ 2
3. 児童養護施設の小規模化を推進するための予算制度	・ ・ 3
4. 児童養護施設の小規模グループの人員配置と応援職員の配置	・ ・ 5
5. 小規模化した児童養護施設の全体の構成	・ ・ 8
6. 児童養護施設の小規模化・地域分散化に対応した運営方法	・ ・ 11
7. 児童養護施設の小規模化のステップ例	・ ・ 12
<u>II 乳児院における小規模化・家庭的養護の推進</u>	
1. 社会的養護の課題と将来像に掲げられた乳児院の小規模化	・ ・ 16
2. 乳児院の小規模化の意義と課題	・ ・ 17
3. 乳児院の小規模化を推進するための予算制度	・ ・ 18
4. 乳児院の小規模グループの人員配置と応援職員の配置	・ ・ 20
5. 小規模化した乳児院の全体の構成	・ ・ 23
6. 乳児院の小規模化に対応した運営方法	・ ・ 25
7. 乳児院の小規模化のステップ例	・ ・ 26
<u>III 計画的な推進等</u>	・ ・ 29

I 児童養護施設における小規模化及び家庭的養護の推進

1. 社会的養護の課題と将来像に掲げた児童養護施設の小規模化

「社会的養護の課題と将来像」(平成23年7月とりまとめ)より、

■小規模化と施設機能の地域分散化による家庭的養護の推進

- ・児童養護施設の7割が大舎制で、定員100人を超えるような大規模施設もあることから、家庭的養護の強力な推進が必要である。
- ・今後は、施設の小規模化と施設機能の地域分散化を進め、
 - (a)「本体施設のケア単位の小規模化」を進め、本体施設は、全施設を小規模グループケア化(オールユニット化)をしていく。
 - (b)「本体施設の小規模化」を進め、当面、本体施設は、全施設を定員45人以下にしていく。(45人以下は現在の小規模施設加算の基準)
 - (c)「施設によるファミリーホームの開設や支援、里親の支援」を推進し、施設機能を地域に分散させ、施設を地域の社会的養護の拠点にしていく。
- ・将来の児童養護施設の姿は、一施設につき、小規模グループケア6か所までと小規模児童養護施設1か所を持ち、小規模グループケアは本体施設のユニットケア型のほか、できるだけグループホーム型を推進する。また、1施設につき概ね2か所以上のファミリーホームを開設又は支援するとともに、里親支援を行う。

■本体施設の高機能化

- ・児童養護施設については、本体施設を大胆に小規模化し、施設機能を地域分散化していくとともに、本体施設は高機能化する、という将来の方向性を明確にする。

■社会的養護の整備量の将来像

- ・日本の社会的養護は、現在、9割が乳児院や児童養護施設で、1割が里親やファミリーホームであるが、これを、今後、十数年をかけて、
 - (a) 概ね3分の1が、里親及びファミリーホーム
 - (b) 概ね3分の1が、グループホーム
 - (c) 概ね3分の1が、本体施設(児童養護施設は全て小規模ケア)という姿に変えていく。

2. 児童養護施設の小規模化の意義と課題

小規模化の意義 ・ ・ 「家庭的養護と個別化」を行い、「あたりまえの生活」を保障

- 一般家庭に近い生活体験を持ちやすい。
- 子どもの生活に目が届きやすく、個別の状況にあわせた対応をとりやすい。
- 生活の中で子どもたちに家事や身の回りの暮らし方を普通に教えやすい。
- 調理を通じ、食を通じたかかわりが豊かに持てる。
- 近所とのコミュニケーションのとりかたを自然に学べる。
- 集団生活によるストレスが少なく、子どもの生活が落ち着きやすい。
- 日課や規則など管理的になりやすい大舎制と異なり、柔軟にできる。
- 安心感のある場所で、大切にされる体験を提供し、自己肯定感を育める。
- 家庭や我が家のイメージを持ち、将来家庭を持ったときのイメージができる。
- 少人数のため行動しやすい。
- 地域の中にグループホームを分散配置することにより、地域での社会的養護の理解が深まる。

小規模化に当たっての課題と対応 ・ ・ 次のような課題に対応するため、小規模化・地域分散化に対応した運営方法をとる必要がある。

- 職員が1人で多様な役割をこなすため、職員の力量が問われる。新人の育成が難しい。
- ホーム内のできごとが周囲に伝わりにくく、閉鎖的あるいは独善的なかかわりになる危険性がある。
- 人間関係が濃密となり、子どもと深くかかわれる分、やりがいもあるが、職員の心労も多い。
- 小規模化した当初は、集団内で押さえられていた子どもの感情が表に出やすくなり、衝突も増える。
- 大きな課題を持つ子どもがある場合、少人数の職員で対応しづらく、子ども集団への影響が大きい。
- 家庭的養護のため、職員に調理や家事の力を求められる。
- 従来の配置方法では、宿直回数が多くなりがちで、勤務時間が長くなりがち。

3. 児童養護施設の小規模化を推進するための予算制度

(1) 小規模グループケア

- 本体施設の敷地内で行うものと、敷地外においてグループホームとして行うもの（分園型小規模グループケア）
- 定員は、児童養護施設は6人以上8人以下
- 本来の基本的配置に加算：
 - ・ 児童指導員又は保育士 1人
 - ・ 管理宿直等職員 1人分（非常勤）
 - ・ 年休代替要員費等
- 1 本体施設につき6か所まで指定できる
 - ・ 3か所を超えて指定する場合には、施設の小規模化及び地域分散化の計画を策定し、推進すること。

(2) 地域小規模児童養護施設

- 定員6人
- 人員配置：
 - ・ 児童指導員又は保育士 3人（うち1人は非常勤とすることが可能）
 - ・ 管理宿直専門員 1人分（非常勤）
 - ・ 年休代替要員費等
- 本体施設1施設につき2か所を超える指定をするときは、家庭福祉課と協議

(3) 賃借費加算

- 地域小規模児童養護施設、小規模分園型母子生活支援施設、分園型小規模グループケア、自立援助ホーム、ファミリーホームについて、建物を賃借して実施している場合に、賃借費の実費（月額10万円限度）を算定できる。

(4) 措置費関係その他

- ・ 平成24年度の措置費交付要綱改正で、児童養護施設については、保護単価表を定員10人刻みから5人刻みに改め、小規模化に取り組みやすくした。
- ・ 現在、定員41人以上の施設で配置している栄養士については、グループホームを含めた栄養管理が必要であることから、地域小規模児童養護施設を含めた定員41人以上の施設で栄養士の配置ができるよう配慮する。

(5) 施設整備費補助金（次世代育成支援対策施設整備交付金）

- ・ 小規模グループケアを行う場合は、子ども1人当たりの交付基礎点数に、小規模グループケア整備加算を加算
- ・ 地域小規模児童養護施設についても、児童養護施設本体の子ども1人当たりの交付基礎点数を適用するとともに、小規模グループケア整備加算を加算して、補助を算定する。
- ・ 本体施設には、心理療法室整備加算、子育て短期支援事業居室等整備加算（ショートステイ用居室）、親子生活訓練室整備加算などがあり、整備することが望ましい。
- ・ 本体施設には、地域交流スペースの整備もできる。小規模化・地域分散化した施設では、グループホームを含めて子どもや職員が集まれるスペースが本園に必要であり、地域交流スペースの整備が望ましい。

(6) 安心子ども基金

- ・ 児童養護施設等環境改善事業補助

(参考) 児童養護施設の人員配置基準の改善

<平成24年度の人員配置>

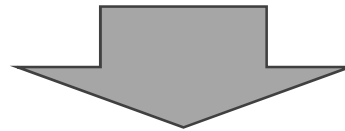
- ・施設長1人
- ・家庭支援専門相談員 1人
- ・個別対応職員 1人
- ・小規模施設加算 1人(定員45人以下)
- ・栄養士 1人(定員41人以上)
- ・調理員等 4人(定員90人以上30人ごとに1人を加算)
- ・事務員 1人
- ・管理宿直専門員(非常勤、1人)
- ・嘱託医1人

+

- ・児童指導員、保育士
- 0・1歳児 1. 6:1
- 2歳児 2:1
- 3歳以上幼児 4:1
- 小学生以上 5. 5:1

+

- ・里親支援専門相談員加算 1人
- ・心理療法担当職員加算 1人
(心理療法を必要とする児童10人以上)
- ・看護師加算 1人
(対象児童15人以上)
- ・定員35人以下指導員特別加算
(非常勤 1人)
- ・小規模グループケア加算
グループ数×(常勤1人+管理宿直等職員(非常勤)1人)



<将来像の人員配置>

- ・施設長1人
- ・家庭支援専門相談員 1人
- ・個別対応職員 1人
- ・小規模施設加算 1人(定員45人以下)
- ・栄養士 1人(定員41人以上)
- ・調理員等 4人(定員90人以上30人ごとに1人を加算)
- ・事務員 1人
- ・管理宿直専門員(非常勤、1人)
- ・嘱託医1人

+

- ・児童指導員、保育士
- 0・1歳児 1. 3:1
- 2歳児 2:1
- 3歳以上幼児 3:1
- 小学生以上 4:1

+

- ・里親支援専門相談員加算 1人
- ・自立支援担当職員加算 1人
- ・心理療法担当職員加算 1人
(全施設配置)
- ・看護師加算 1人
(対象児童15人以上)
- ・定員35人以下指導員特別加算
(非常勤 1人)
- ・小規模グループケア加算
グループ数×(常勤1人+管理宿直等職員(非常勤)1人)

4. 児童養護施設の小規模グループの人員配置と応援職員の配置

1 グループの標準的な人員配置

○「3人配置による早番・遅番勤務（1人体制） + 非常勤の管理宿直等職員」の体制

→ 1日を早番と遅番で分担し、年間所定内勤務日数を仮に255日としてローテーションを組むと、
 $365日 \times 2人 \div 255日 = 2.86人 \rightarrow 3人が必要$

（注）255日は、厚生労働省の平成23年就労条件総合調査の医療・福祉分野の1企業平均年間休日総数が110.3日であることから、年間365日から110日を差し引いた日数とした

○小規模グループケアでは、基本配置+小規模グループケア加算1+調理員等の一部を充てる。
 地域小規模児童養護施設では、常勤2+非常勤1の単価により3人を配置。

○小規模グループケア及び地域小規模児童養護施設は、1グループに1人分の管理宿直等職員が計上されていることから、宿直は、週の半分を管理宿直等職員で補う。
 また、管理宿直等職員の一部は、夕方などの家事支援員に活用する。

必要人員の確保

○上記の3人は、基本配置と小規模グループケア加算のほか、以下の職員の一部を活用して、不足分を確保する。

- | | |
|---|----------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 個別対応職員 1人 ・ 定員45名以下の小規模施設の加算 1人 ・ 調理員等 4人 ・ 定員35人以下の施設の指導員特別加算 非常勤1人 ・ 施設本体の管理宿直専門員 非常勤1人 ・ 被虐待児受入加算（対象児童1人月額26,100円） ・ 年休代替費（施設長等以外の職員1人につき20日分） | } →施設の規模等によるが、
常勤で2人分程度の配置が可能 |
|---|----------------------------------|

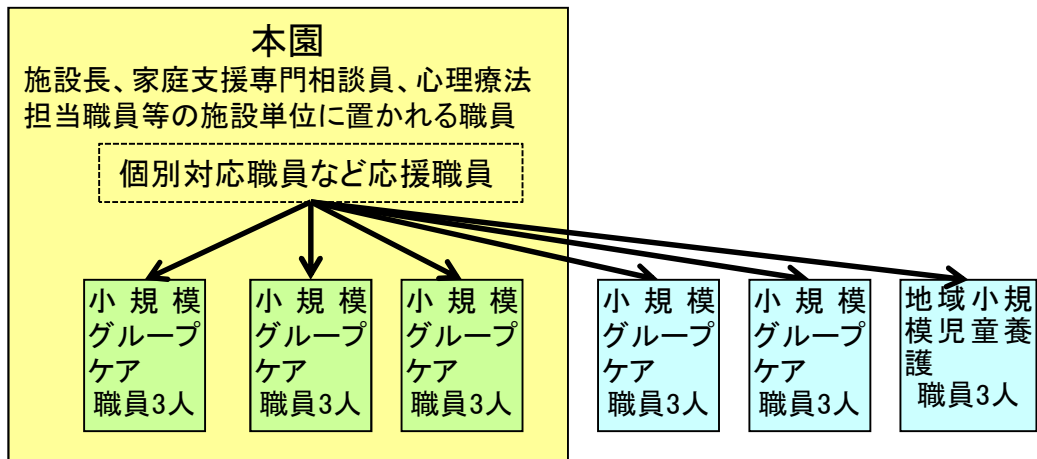
※業務省力化勤務条件改善費（週所定労働時間40時間の実施経費：直接処遇職員1人につき年額285,700円）も、人件費に充当可能であるが、この試算では充当しないで算定する。

多様な配置方法

- 上記の標準的な配置方法のほかに、多様な配置方法が行われている。
- 管理宿直等職員2グループ分で1名の常勤職員を置いて2グループを兼務とし、本園2グループで職員7名を配置し、宿直は2グループで1人として、職員7人が週1回の宿直を行う方法。
- 住み込み職員とし、宿直によらない方法。
- 子どもが学校に行っている昼間の職員配置をしばらく、夕方を複数配置にする方法。

応援職員の配置

- 各グループの職員の病気、休暇、研修等や、緊急時の対応、新人職員のサポートなどのため、施設全体でフリーに動ける応援職員を配置する必要がある。
- その配置は、
 - ・ 個別対応職員1人、定員45人以下の小規模施設加算職員1人、定員35人以下の指導員特別加算1人(非常勤)、調理員等4名から、1グループ3人を確保するための不足分に充てた分を除いた人数のほか、
 - ・ 被虐待児童受入加算費、本体施設の管理宿直専門員、年休代替職員費(年間20日分×職員数)による。
- 施設の規模やグループ数によるが、数名の配置が可能となる。

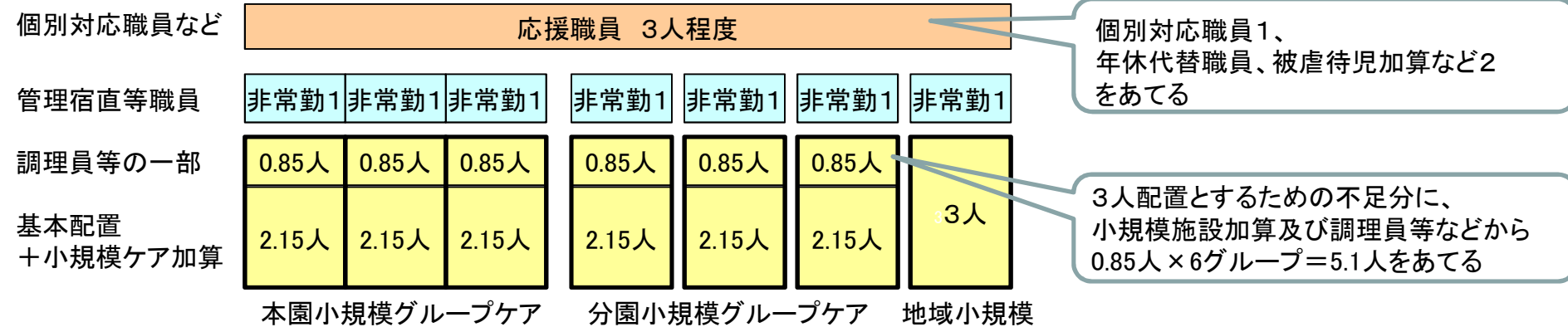


<6人グループの場合（児童養護施設）>

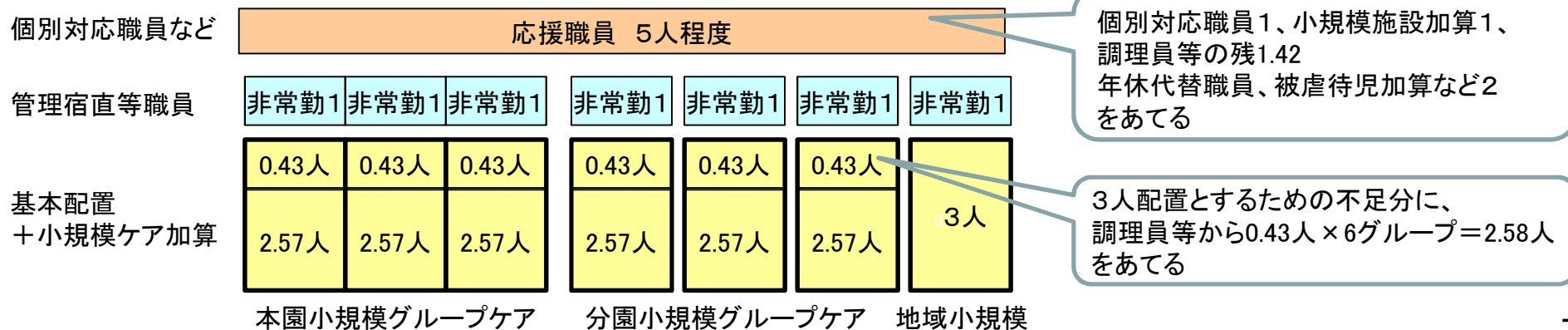
	配置基準		6人グループで、小学生以上5.2人、年少児0.8人の場合の職員数	小規模ケア加算+1	調理員等をグループ担当に算入+1 (A)	実質の配置(6/A)
	小学生以上	年少児				
現行	5.5 : 1	4 : 1	$5.2 \div 5.5 + 0.8 \div 4 = 1.15$ 人	2.15人	3.15人	1.9:1
目標水準	4 : 1	3 : 1	$5.2 \div 4 + 0.8 \div 3 = 1.57$ 人	2.57人	3.57人	1.68:1

※年少児の数： 児童養護施設入所児童等調査 3~5歳児計4,351人／全体31,593=14% により、6人×14%=0.8人

配置構成例【基本配置5.5:1ベース】



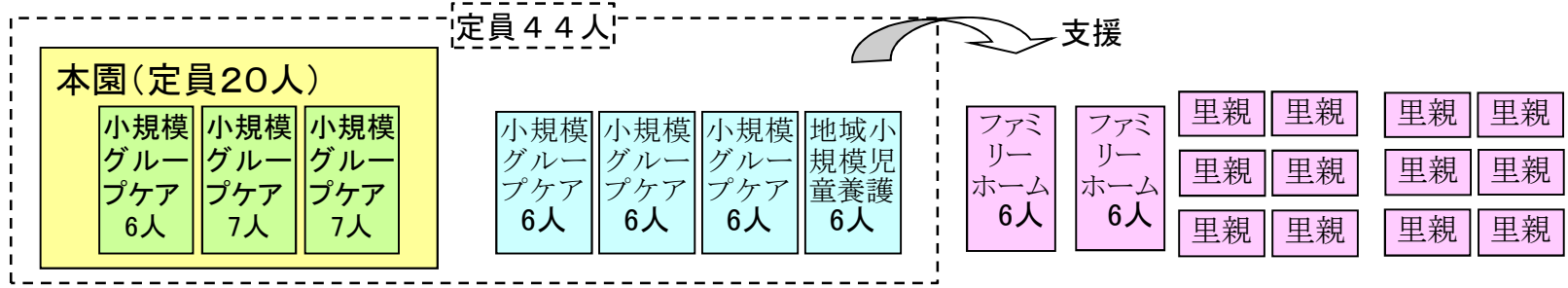
配置構成例【基本配置4:1ベース】



5. 小規模化した児童養護施設の全体の構成

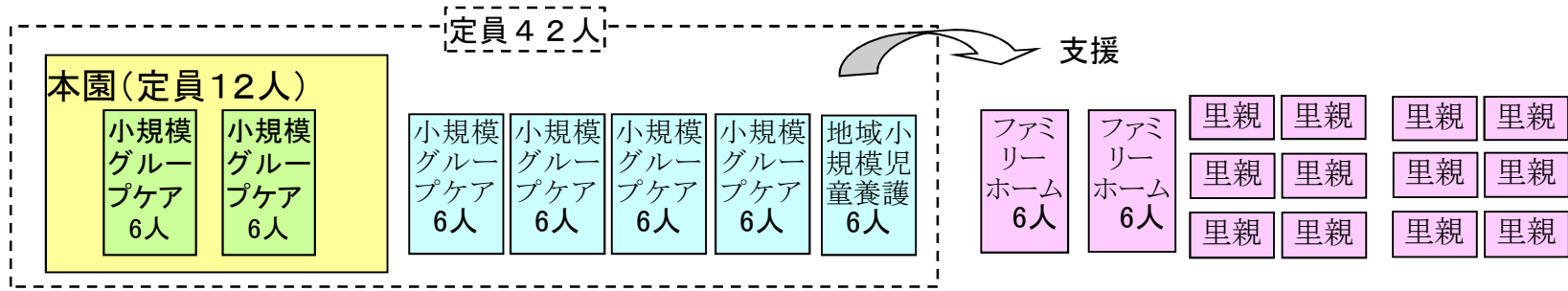
例1【標準的な姿】

本園20人（6人×1グループ+7人×2グループ）、分園型小規模グループケア18人（6人×3ホーム）、地域小規模6人（6人×1ホーム）



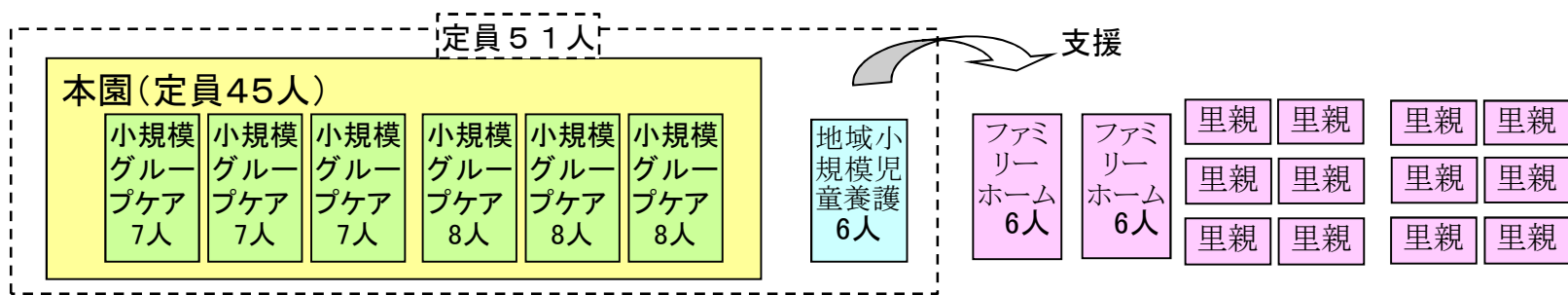
例2【本園の最小定員】

本園12人（6人×2グループ）+グループホーム



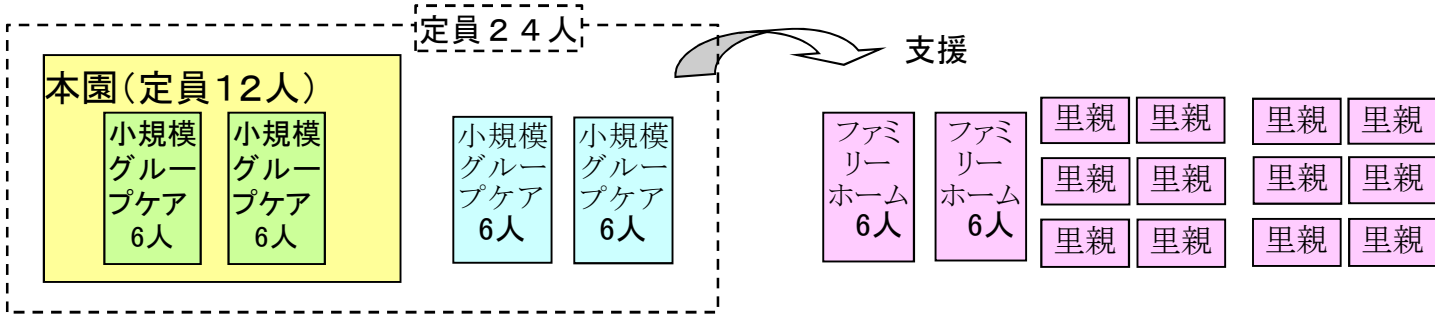
例3【本園の最大定員】

本園45人（7人×3グループ、8人×3グループ）+グループホーム



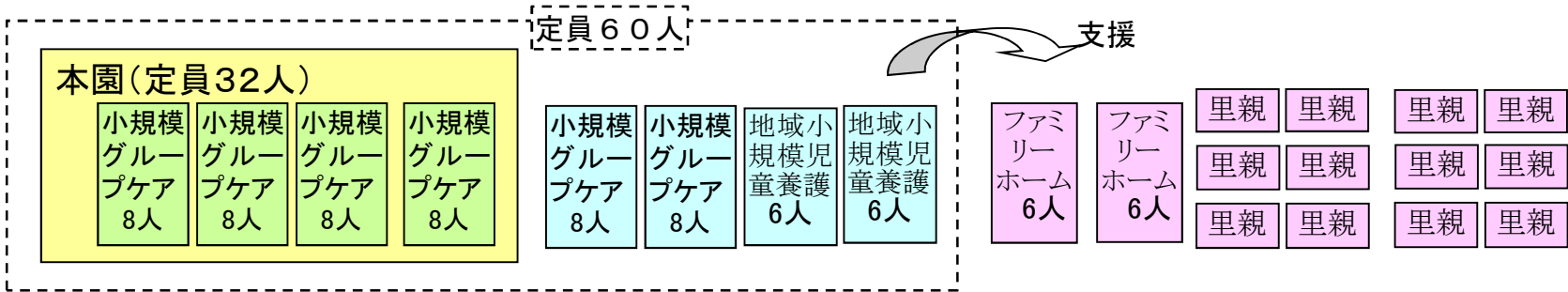
例4【施設の最小定員】

24人 = 本園12人 (6人×2グループ)
 +分園型小規模グループケア12人 (6人×2ホーム)



例5【施設の最大定員】

60人 = 小規模グループケア(8人×6グループ)、地域小規模(6人×2グループ)



(参考)「社会的養護の整備量の将来像」に基づく1施設の標準的な規模

(児童養護施設)

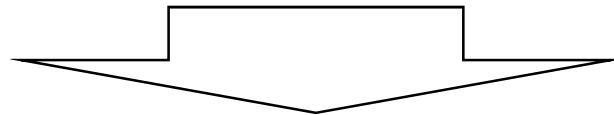
○「整備量の将来像」に記述されたイメージ

- ・児童養護施設600か所、地域小規模児童養護施設600か所
- ・児童数：児童養護施設本園11000人、地域小規模3200人、小規模ケアのグループホーム型9000人

○これに基づく1施設当たりの定員のイメージ

- ・ 児童養護の本体施設 → 1施設平均20人(3グループ)
 $11,000人 \times 1.11 = 定員12,210人$ 、 $12,210人 \div 600施設 = 20.35人$
- ・ 小規模ケアのグループホーム型 → 1施設平均17人(3ホーム)
 $9,000人 \times 1.11 = 定員9,990人$ 、 $9,990人 \div 600施設 = 16.65人$
- ・ 地域小規模児童養護 → 1施設に1ホーム、定員6人

合計43人



標準的な児童養護施設の姿

- ・本園小規模グループケア3 + 分園型小規模グループケア3 + 地域小規模1 ⇒ $6人 \times 7グループ = 42人$
- ・このほかに、2か所程度、地域にファミリーホームを持ち、又は地域のファミリーホームを支援する。

6. 児童養護施設の小規模化・地域分散化に対応した運営方法

職員を孤立させない組織運営

- ・職員が課題を一人で抱え込まない組織運営を行う。職員が対応に困ったときに、定期的に相談できる場、すぐに相談できる人を決め、職員の不安を防ぐ。コミュニケーション不足による孤立、不安を防ぐ。
- ・小規模グループケアやグループホームごとに、担当職員の勤務時間を調整して全員が集まれる時間をつくり、週1回のホーム担当職員会議を行う。
- ・施設全体の職員会議を、月に1～2回行い、グループホームを含め、できる限り多くの職員が参加できるようにする。
- ・緊急時に相談したり、応援に来てもらえる体制。
- ・ケース会議を行い、課題を組織全体で考える取組。
- ・パソコンでの情報共有。
- ・スーパービジョンのシステムを確立し、職員の交流と研修を十分行う。職員同士が議論して取組を作り上げていくことを支援し、職員のモチベーションを高めるスーパーバイズ。
- ・施設長や基幹的職員も、時々グループホームに泊まったり、食事を一緒にとる機会を設ける。心理職、栄養士などもホームに積極的に入る。
- ・分園を含めて参加できる行事を行う。
- ・非常勤職員の配置を利用して、宿直支援や家事支援を行う。
- ・施設全体でフリーの応援職員を確保し、職員の病気、休暇、研修等や、緊急時の対応や、新人のサポートができる体制を整備する。
- ・小規模化に対応した人材育成。

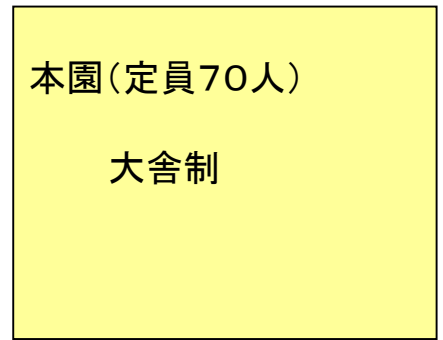
自主性を尊重したホーム運営

- ・個々のホーム（小規模グループケア、グループホーム）ごとに、運営方針を明確化し、職員が共有する。
- ・子ども達の意見や、ホーム等の担当職員の意見も取り込んで、子ども達が主役となれる方針をつくる。
- ・子どもとともに生活をつくる。子ども達とホームの担当職員が参加したホーム会議を行う。また、ホーム通信などで帰属意識や一体感を醸成する。

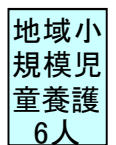
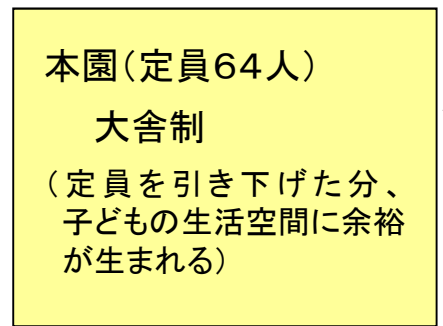
7 児童養護施設の小規模化のステップ例

例1:【まずグループホームを整備し、その後、順次、本園の大規模修繕をして小規模ケア化】

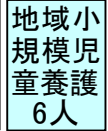
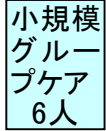
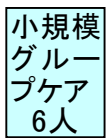
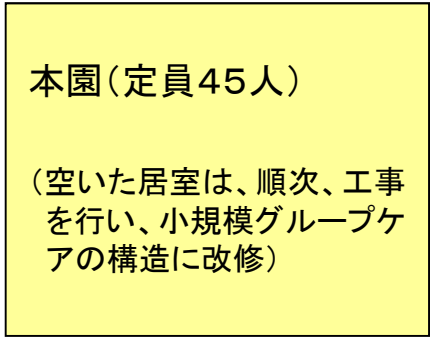
①現状(定員70人大舎制の例)



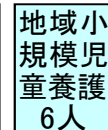
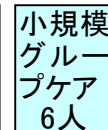
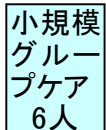
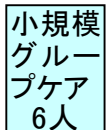
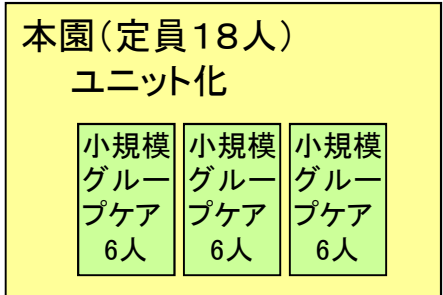
②まず1か所グループホームを作る
⇒・小規模養育のノウハウを習得
・本園の定員を引下げ



③大規模修繕するとともに、グループホームを増やす
里親支援をしながら里親委託を進める
⇒本園の定員を更に引下げ

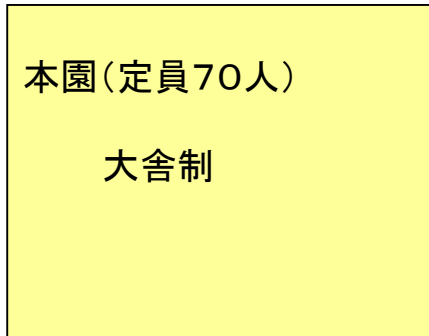


④本園を全ユニット化する



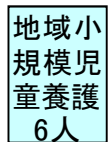
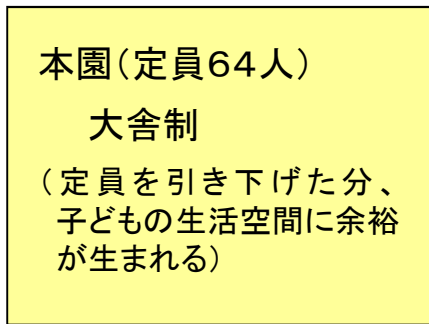
例2:【まずグループホームを整備し、その後、本園を改築して小規模ケア化】

①現状(定員70人大舎制の例)



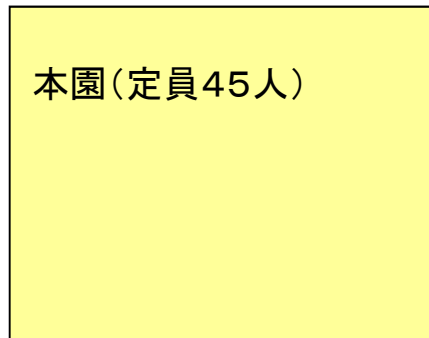
②まず1か所グループホームを作る

- ⇒小規模養育のノウハウを習得
- ・本園の定員を引下げ

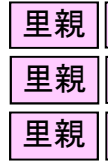
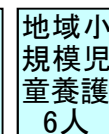
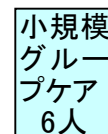
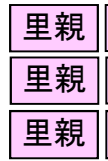
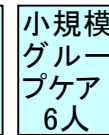
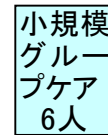
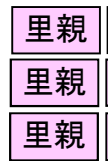
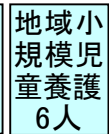
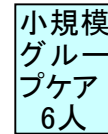
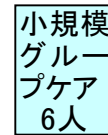
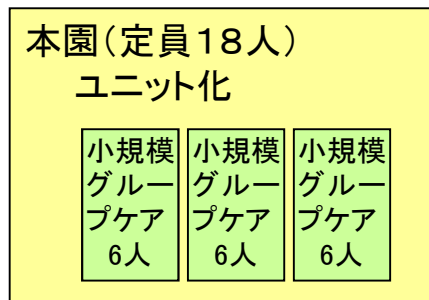


③グループホームを増やす

- 里親支援をしながら里親委託を進める
- ⇒本園の定員を更に引下げ

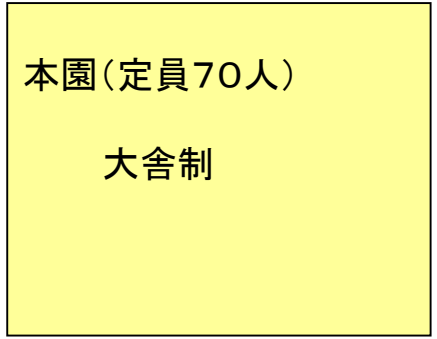


④本園を改築して、全ユニット化する

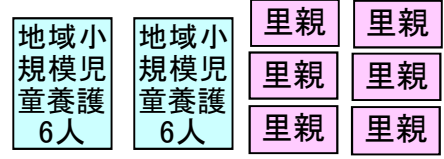
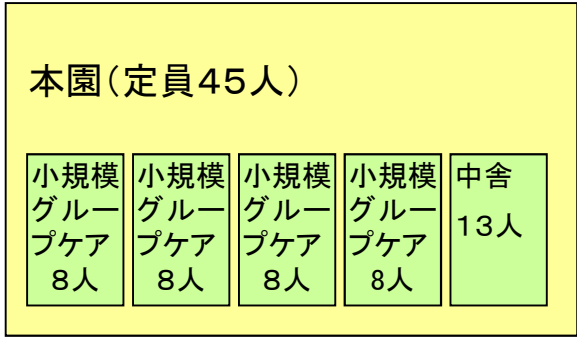


例3:【まず本園を大きめに改築し、その後、グループホーム整備と並行し本園の小規模化】

①現状(定員70人大舎制の例)



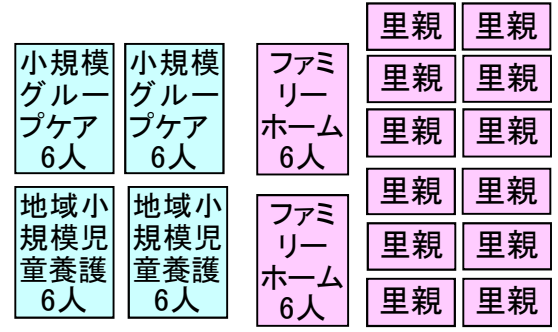
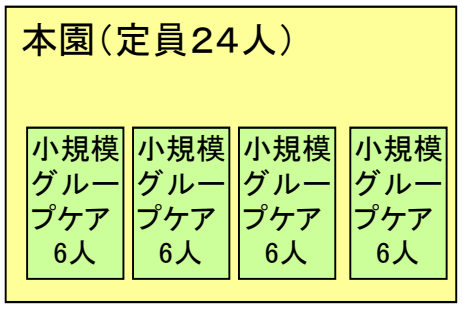
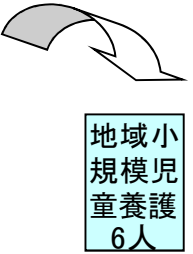
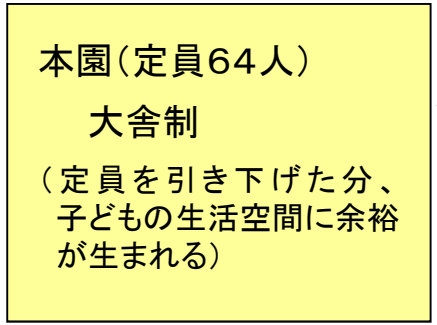
③本園をやや大きめに改築



②まず1か所グループホームを作る

- ⇒ 小規模養育のノウハウを習得
- ・本園の定員を引下げ

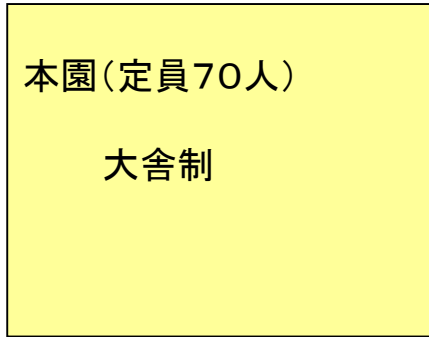
④グループホームやファミリーホームを整備しながら、本園の定員を縮小



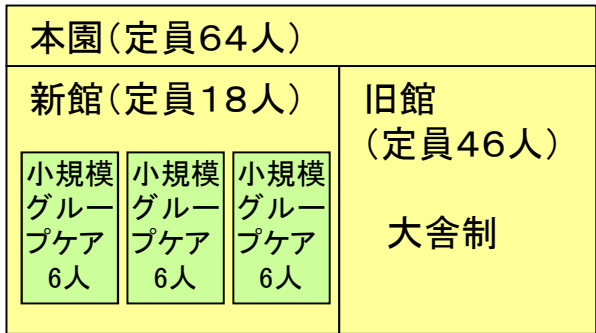
- 例
- まず、8人ユニットで整備しておいて、将来6人ユニットにして定員を縮小する(2人部屋を個室で利用するなど)
 - まず、本園を多数ユニットで整備しておいて、将来ユニット数を減らして、ショートステイや家族宿泊室などに転用する
 - まず、本園を中舎又は小舎で建て替え整備する場合でも、小規模化した際のトイレ・キッチン・バスの水回りを考慮した配置としておき、将来、中舎・小舎を分割して、小規模ケア化できるようにしておく。

例4:【まず本園の敷地内に、小規模化した新館を新築し、その後、グループホーム整備と並行し本園の旧館を取り壊し】

①現状(定員70人大舎制の例)

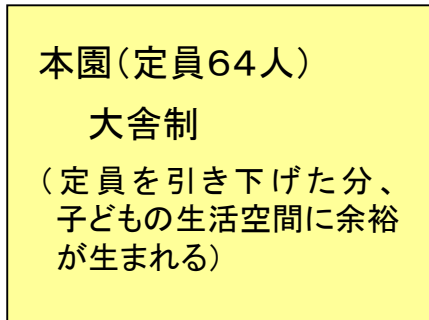


③敷地内に、小規模化した新館を新築

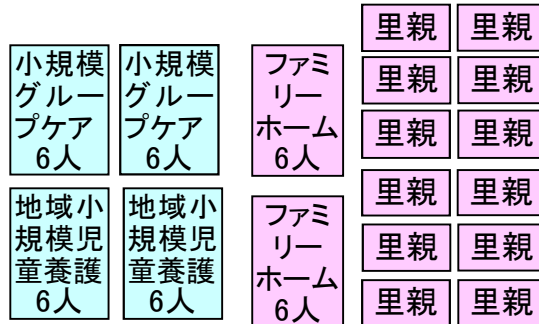
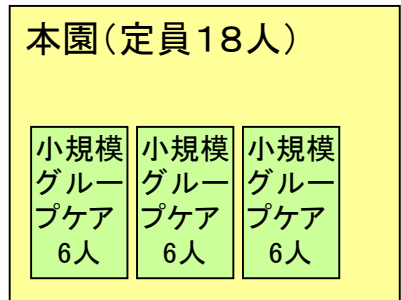


②まず1か所グループホームを作る

- ⇒小規模養育のノウハウを習得
- ・本園の定員を引下げ



④グループホームやファミリーホームの整備を進めた上で、旧館を廃止して取り壊し



Ⅱ 乳児院における小規模化及び家庭的養護の推進

1. 社会的養護の課題と将来像に掲げられた乳児院の小規模化

「社会的養護の課題と将来像」（平成23年7月とりまとめ）より抜粋

■乳児院の役割

- ・ 乳児院は、言葉で意思表示できず一人では生きていくこと、生活することができない乳幼児の生命を守り養育する施設である。乳幼児の基本的な養育機能に加え、被虐待児・病児・障害児などに対応できる専門的養育機能を持つ。
- ・ 乳児院の在所期間は、半数が短期で、1か月未満が26%、6か月未満を含めると48%となっている。短期の利用は、子育て支援の役割であり、長期の在所では、乳幼児の養育のみならず、保護者支援、退所後のアフターケアを含む親子再統合支援の役割が重要となる。
- ・ 児童相談所の一時保護所は、乳児への対応ができない場合が多いことから、乳児については乳児院が児童相談所から一時保護委託を受け、アセスメントを含め、実質的に一時保護機能を担っている。
- ・ また、乳児院は、地域の育児相談や、ショートステイ等の子育て支援機能を持っている。

■養育単位の小規模化

- ・ 乳児院は、定員20人以下が39%であり、一部を除き、比較的小規模な施設が多い。乳児院における小規模化は、養育単位の小規模化が重要な課題である。
- ・ また、乳幼児期の集団養育や交代制による養育は、心の発達への負の影響が大きいと考えられている。養育単位の小規模化により、落ち着いた雰囲気の中で安定した生活リズムといとなみによって、養育担当者との個別的で深い継続的な愛着関係が築かれ、乳児初期からの非言語的コミュニケーションにより、情緒、社会性、言語をはじめ、全面的な発達を支援できる。
- ・ 乳児院で小規模グループケア（定員4～6人を一つの養育単位とする）を進めるためには、基本的な人員配置の充実が課題である。その際、乳児院では安全対策のため夜勤体制の確保が必要であり、1グループに1人の夜勤の確保は難しいとしても、2グループを1人の夜勤者がみることができるよう施設構造が必要となる。

2. 乳児院の小規模化の意義と課題

小規模化の意義 ・ ・ 養育単位の小規模化を図ることによって、「家庭的養護と個別化」を行い、乳幼児期における発達の保障を図ろうとするもの

- 一般家庭に近い生活体験を持ちやすい。
- 落ち着いた雰囲気で安定した生活リズムといとなみを持ちやすい。
- 安全な環境で暮らしているという安心感を持たせやすい。
- 養育担当者との個別的な愛着関係を築きやすい。
- 分離体験をもつ子どもたちの心を安定させやすい。
- 子どものニーズに沿ったかわりをしやすい。
- 少数の乳幼児と職員との間で穏やかで応答性のある生活をしやすい。

小規模化に当たっての課題と対応 ・ ・ 次のような課題に対応するため、小規模化に対応した運営方法をとる必要がある。

- 1グループの配置職員数が少ないため、グループの職員のみでは、緊急の対応などが難しいことから、施設全体で、緊急の対応をとれる体制が必要。
- 1グループに1人の夜勤の確保は難しいことから、小規模化する場合でも、夜間は間仕切りを空けたり、子どもを一部屋に集めて複数グループで一緒に寝るなどの運営を可能とすることが必要。
- 小規模グループケアで、担当養育制を行い、基本的に入所から退所まで一貫した担当制とするためには、グループ編成を工夫する必要がある。

3. 乳児院の小規模化を推進するための予算制度

(1) 小規模グループケア

- 定員は、乳児院は4人以上6人以下
- 本来の基本的配置に次の加算がされる
 - ・児童指導員又は保育士 1人
 - ・管理宿直等職員 1人分（非常勤）
 - ・年休代替要員費等
- 1 本体施設につき6か所まで指定できる
 - ・3か所を超えて指定する場合には、施設の小規模化の計画を策定し、推進すること。

(2) 賃借費加算

- 分園型小規模グループケアについて、建物を賃借して実施している場合に、賃借費の実費（月額10万円限度）を算定できる。

(3) 施設整備費補助金（次世代育成支援対策施設整備交付金）

- 小規模グループケアを行う場合は、子ども1人当たりの交付基礎点数に、小規模グループケア整備加算を加算
- 本体施設には、心理療法室整備加算、子育て短期支援事業居室等整備加算（ショートステイ用居室）、親子生活訓練室整備加算などがあり、整備することが望ましい。

(4) 安心子ども基金

- 児童養護施設等環境改善事業補助

(参考) 乳児院の人員配置基準の改善

<平成24年度の人員配置>

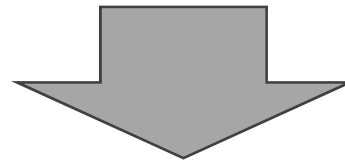
- ・施設長1人
- ・家庭支援専門相談員 1人
- ・個別対応職員 1人
- ・定員20人以下加算 1人
- ・栄養士 1人
- ・調理員等 4人(定員30人以上10人ごとに1人を加算)
- ・事務員 1人
- ・管理宿直専門員(非常勤、1人)
- ・嘱託医1人

+

- ・児童指導員、保育士、
看護師
- 0・1歳児 1. 6:1
- 2歳児 2:1
- 3歳以上幼児 4:1

+

- ・里親支援専門相談員加算 1人
- ・心理療法担当職員加算 1人
(心理療法を必要とする児童10人以上)
- ・定員35人以下指導員特別加算
(非常勤 1人)
- ・小規模グループケア加算
グループ数×(常勤1人+管
理宿直等職員(非常勤)1人)



<将来像の人員配置>

- ・施設長1人
- ・家庭支援専門相談員 1人
- ・個別対応職員 1人
- ・定員20人以下加算 1人
- ・指導員特別加算(非常勤 1人)
- ・栄養士 1人
- ・調理員等 4人(定員30人以上10人ごとに1人を加算)
- ・事務員 1人
- ・管理宿直専門員(非常勤、1人)
- ・嘱託医1人

+

- ・児童指導員、保育士、
看護師
- 0・1歳児 1. 3:1
- 2歳児 2:1
- 3歳以上幼児 3:1

+

- ・里親支援専門相談員加算 1人
- ・心理療法担当職員加算 1人
(全施設配置)
- ・定員35人以下指導員特別加算
(非常勤 1人)
- ・小規模グループケア加算
グループ数×(常勤1人+管
理宿直等職員(非常勤)1人)

4. 乳児院の小規模グループケアの人員配置と応援職員の配置

(1) 施設の一部で小規模グループケアを行う場合

○乳児院では、夜間も小規模グループで就寝する独立型もあるが、少ない職員配置での安全面に配慮して、昼間は小規模グループで暮らし、夜間の就寝は施設全体で合同とする運営方法ができる。

○この場合、基本配置と小規模グループケア加算(常勤1名及び管理宿直等職員による非常勤1名分)を用いて、1ユニットの配置は、「常勤4人＋非常勤1人」の配置をする。

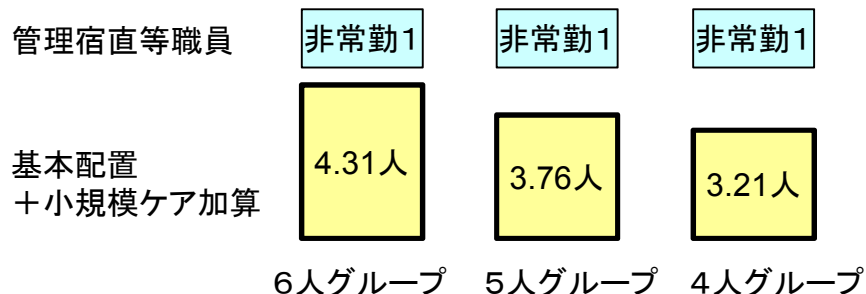
(例)「4人配置＋非常勤の補助職員1人の計5人」により、「昼間2人」の体制とする場合
(昼間のみの小規模グループケアとし、夜間の就寝は施設全体で一緒とする場合。)

- ・ 4人配置は、基本配置＋小規模ケア加算の一部を充てる。
補助職員1人は、小規模ケアの管理宿直等職員を充てる。
- ・ 昼間13時間を2人体制とし、年間所定内勤務日数を仮に255日としてローテーションを組むと、
(13時間×2人)÷8時間×365日÷255日=4.82人が必要

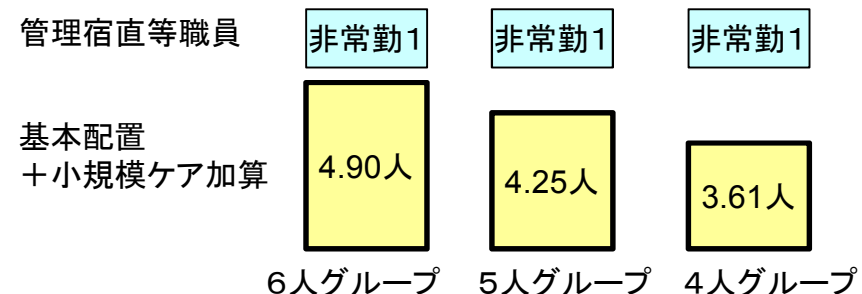
※夜間の就寝も独立のグループとする運営方法もある。

※グループケアへの職員の配置数には、多様な運営方法がある。

配置構成例 【基本配置1.6:1ベース】



配置構成例 【基本配置1.3:1ベース】



(2) 施設全体を小規模グループケアにする場合

1 グループの標準的な人員配置

○「5人配置により、昼間2人、夜間は2グループで1人」の体制

→例えば、昼間13時間を2人体制、夜間11時間を0.5人(4グループ2人体制を想定)で計算し、かつ、年間所定内勤務日数を仮に255日としてローテーションを組むと、 $(13時間 \times 2人 + 11時間 \times 0.5人) \div (8時間 + 1時間) \times 365日 \div 255日 = 5.0人$ が必要

(注) 昼間13時間は、概ね7時から20時まで。休憩1時間は2人中1人が交代で休憩。255日は、厚生労働省の平成23年就労条件総合調査の医療・福祉分野の平均年間休日総数が110.3日であることから、年間365日から110日を差し引いた日数

○上記の配置は、基本配置と小規模グループケア加算のほか、小規模グループケアの管理宿直等職員2グループ分で常勤1人を置くことができ、そのほか、以下の職員を活用して、不足分を確保。

- ・個別対応職員 1人
- ・定員20人以下の小規模施設の加算 1人
- ・定員35人以下の施設の指導員特別加算 非常勤1人
- ・施設本体の管理宿直専門員 非常勤1人
- ・被虐待児受入加算(対象児童1人月額26,100円)
- ・年休代替費(施設長等以外の職員1人につき20日分)

※乳児院では、施設で一括調理をすることを主とし、調理員等をユニットの配置に算定しない。

※業務省力化勤務条件改善費(週所定労働時間40時間の実施経費:直接処遇職員1人につき年額285,700円)も、人件費に充当可能であるが、この試算では充当しないで算定する。

児童5人のグループの場合の職員配置

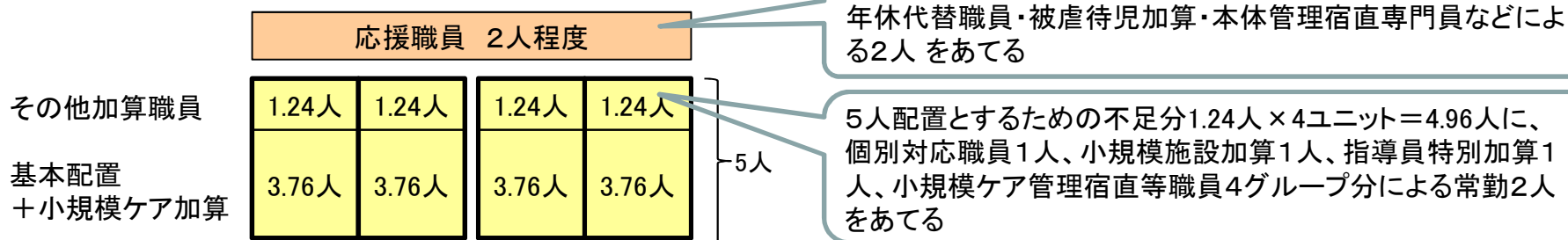
	配置基準			5人グループで、0・1歳3.1人、2歳1.4人、3歳0.5人の場合の職員数	小規模ケア加算 +1	5人配置のための補充
	0・1歳児	2歳児	3歳以上			
現行	1.6 : 1	2 : 1	4 : 1	$3.1 \div 1.6 + 1.4 \div 2 + 0.5 \div 4 = 2.76人$	3.76人	1.24人
目標水準	1.3 : 1	2 : 1	3 : 1	$3.1 \div 1.3 + 1.4 \div 2 + 0.5 \div 3 = 3.25人$	4.25人	0.75人

※3歳以上児の数: 児童養護施設入所児童等調査 3歳以上児 355人 / 全体3,299=10.8% 5人 × 10.8%=0.5人
2歳児の数: 児童養護施設入所児童等調査 2歳児 931人 / 全体3,299=28.2% 5人 × 28.2%=1.4人

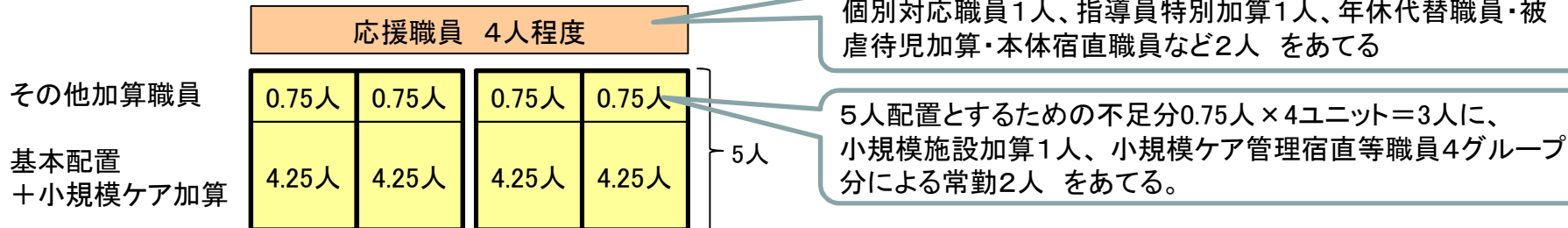
施設全体を小規模グループケアとする場合(5人×4グループの場合)の配置

1グループにつき、「5人配置により、昼間2人、夜間は2グループで1人」の体制（昼間は概ね7時～20時）（夜間は施設で2名の体制となる）

配置構成例【基本配置1. 6:1ベース】



配置構成例【基本配置1. 3:1ベース】

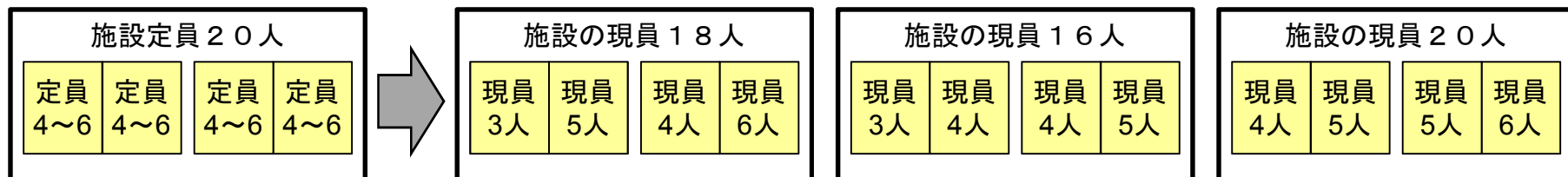


オールユニット型の施設の運用は、各グループの子どもの数を、子どもの月齢・年齢などにより、柔軟に変動できる。

- 施設定員20名で4グループの場合、各グループの定員を4～6人と設定し、施設の定員20人を超えない範囲で、変動して運用できる。（各グループの面積は6人×2.47㎡以上にしておく必要）

<施設と各ユニットの定員設定>

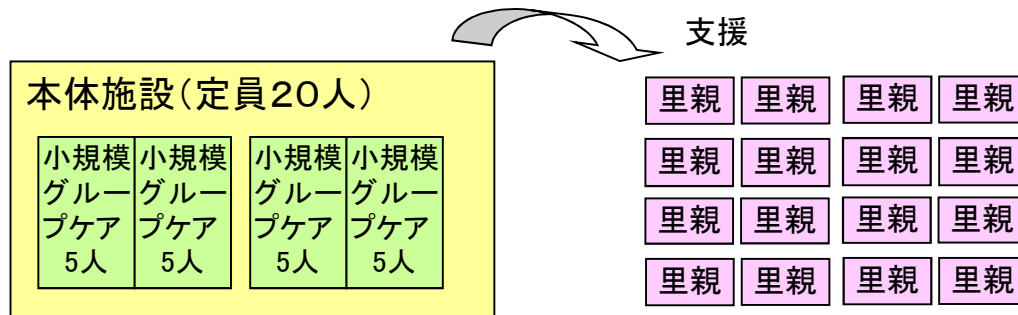
<現員数は柔軟に変動>



4. 小規模化した乳児院の全体の構成

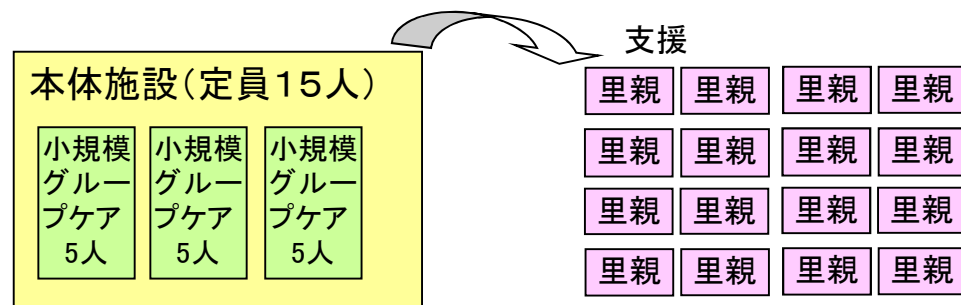
例1【標準的な姿】

施設定員20人（4グループ）（2グループを一組みとして運営）



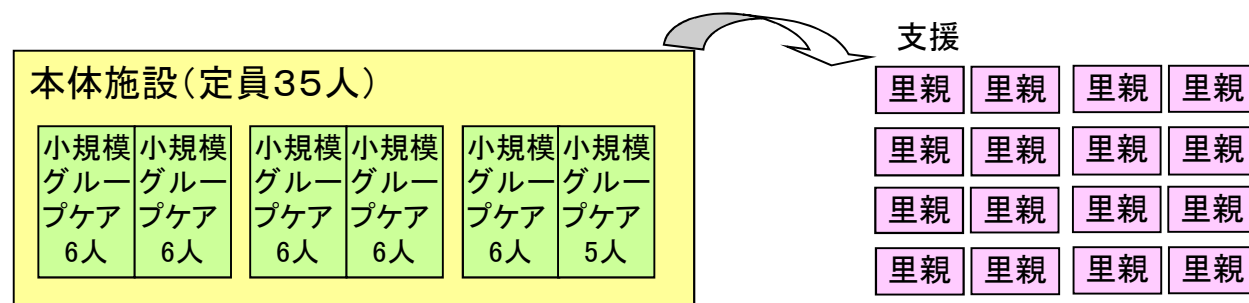
例2【最小定員】

定員10人未満の乳児院の制度もあるが、15名程度以上（3グループ）が望ましい



例3【最大定員】

施設定員35人程度（35人は小規模グループケアを6グループまでとする際の要件）



(参考)「社会的養護の整備量の将来像」に基づく1施設の標準的な規模

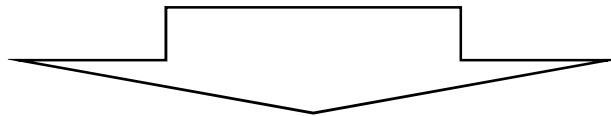
(乳児院)

○「整備量の将来像」に記述されたイメージ

- ・乳児院130か所
- ・児童数：乳児院3000人

○これに基づく1施設当たりの定員のイメージ

- ・乳児院で3000人程度 → 1施設平均定員25人
現員3000人×1.11＝定員3330人、 3330人÷130施設＝25.6人



標準的な乳児院の姿

- ・本園4グループ ⇒ 5人×4グループ＝20人

※乳児院では現在、定員20人以下が4割であることから、標準的な乳児院の姿を20人と設定する。

5. 乳児院の小規模化に対応した運営方法

担当養育制とグループ構成

- ・ 乳児院の小規模グループケアは、乳幼児4～6人のグループであり、職員5人程度で夜勤を含めて交代勤務をする。
- ・ 担当養育制を行い、基本的に入所から退所まで一貫した担当制をとるためには、施設全体を小規模グループケアとする場合は、年齢等でグループを移る必要がないよう、異年齢のグループ構成をとることが必要となるが、新生児、病児、障害児などへの対応も考慮し、グループ構成を検討

施設内の応援体制

- ・ 施設全体でフリーの応援職員を確保し、職員の病気、休暇、研修等に対応できる体制を整備する。

1グループのみを行う場合の活用方法

- ・ 1グループのみの小規模グループケアを実施する場合には、どのような子どもを対象とするか、施設の運営方針を定める。

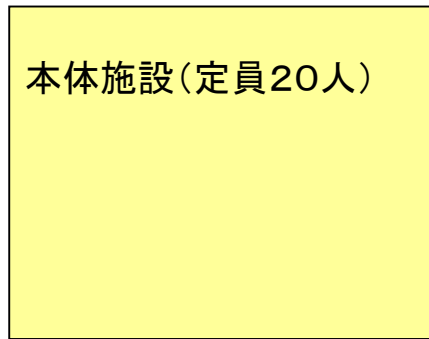
組織づくり、人材育成

- ・ 小規模化に対応した透明性のある組織づくり、職員を支える体制を整備。
- ・ 定期的なケースカンファレンスやスーパービジョンの充実を図る。
- ・ 言葉で表現が難しい乳幼児を対象とするだけに、十分な人材育成が必要。
- ・ 子どもと職員の健康管理・衛生管理・安全・危機管理のマニュアルを設定。
- ・ 責任を明確にした安全確保のための体制整備、緊急時の対応などにおける安全確保のための体制。
- ・ 職員と児童のマッチングへの配慮
- ・ 施設の職員間の情報の有効な共有化の方策。
- ・ 職員の育成

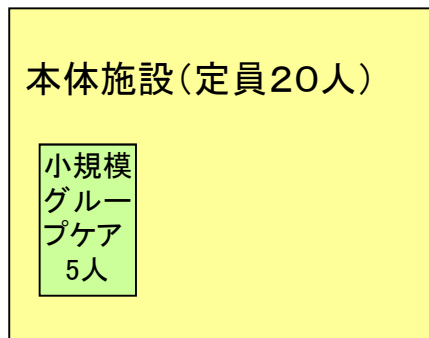
6. 乳児院の小規模化のステップ例

例1:【すでに小規模な施設を、改築時に小規模グループケアに整備】

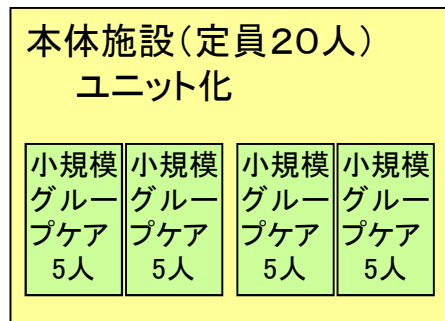
①現状(定員20人の例)



②小規模グループケアを1グループ実施



③本体施設を建て替えし、全ユニット化する



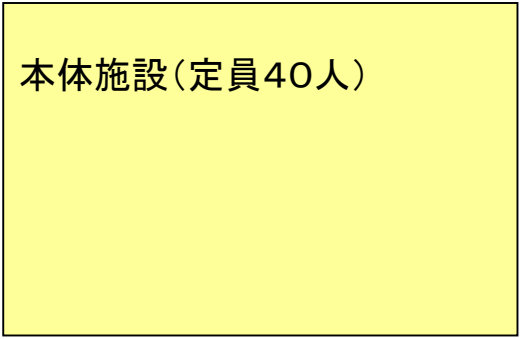
支援



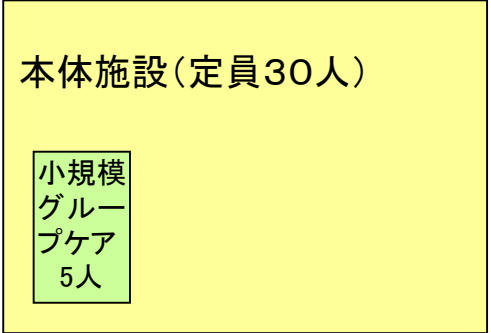
- 同一敷地内で、新館を建ててから、旧館を取り壊し
- 仮施設に一時移転し、建物を改築

例2:【規模の大きい施設を、里親推進で小規模化を進め、改築時に小規模グループケア化】

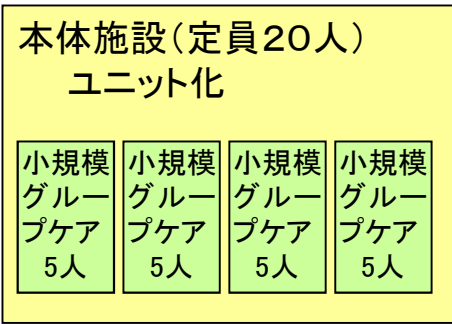
①現状(定員40人の例)



②里親委託を推進しながら定員を縮小し、併せて、改修により、小規模グループケアを1~2グループ実施



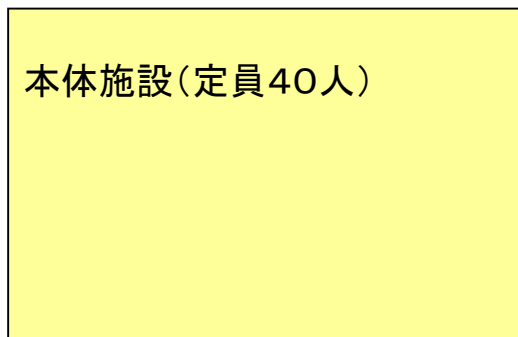
③本体施設を建て替えし、全ユニット化する



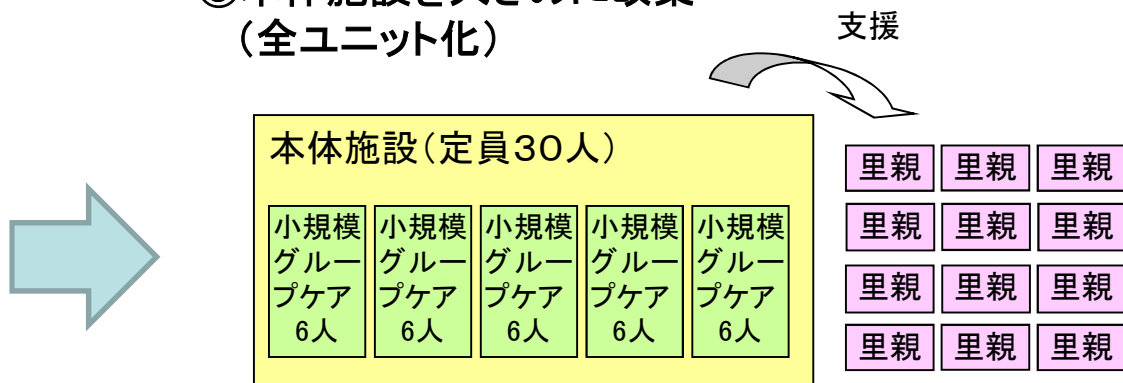
- 同一敷地内で、新館を建ててから、旧館を取り壊し
- 仮施設に一時移転し、建物を改築

例3:【規模の大きい施設を、大きめに改築し、その後に里親推進で小規模化を進める】

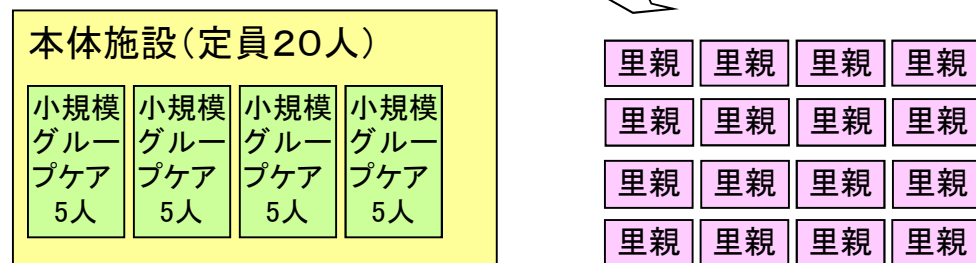
①現状(定員40人の例)



③本体施設を大きめに改築 (全ユニット化)



④里親推進を進め、 本体施設の定員を削減



- 6人ユニットで整備しておいて、将来5人ユニットにして定員を縮小する
- 多数ユニットで整備しておいて、将来ユニット数を減らして、ショートステイや家族宿泊室などに転用する

Ⅲ 計画的な推進等

1. 各施設の「家庭的養護推進計画」の策定

- ・今後10数年で、「社会的養護の課題と将来像」に掲げる施設の小規模化と家庭的養護の推進の変革を進めるには、計画的な取組が必要である。
- ・このため、今後、この「施設の小規模化及び家庭的養護の推進のために」を参考に、各施設において、「家庭的養護推進計画」を策定する。
- ・この計画は、各施設がそれぞれの事情に応じて策定するもので、外形的な小規模化の計画にとどまらず、質的な変革を伴う計画である。

2. 都道府県計画の策定

- ・各施設において施設の小規模化を進めるに当たっては、都道府県単位での社会的養護の需給バランスとの調和が必要である。社会的養護を必要とする児童数の見込みや、里親等委託率の引き上げのペースと調和しながら、施設の小規模化に伴う定員の削減を進めていく必要がある。
- ・このため、各都道府県等において、各施設での小規模化・地域分散化の計画の検討を調整しつつ、今後10年間の児童養護施設等の小規模化・地域分散化の整備計画を策定していく必要がある。

3. 施設整備費の確保

- ・施設の小規模化・地域分散化を進めるためには、施設の改築及び大規模修繕、グループホームの新設を行うための施設整備費補助金の増額確保が必要である。
- ・また、平成24年度から建物を賃借してグループホームを行う場合に月額10万円まで措置費に算定できる仕組みが設けられたことから、その活用を推進する。

4. 「子ども・子育て支援法」の基本指針や計画の策定に向けて

- ・平成24年8月に成立した「子ども・子育て支援法」では、国が「基本指針」を策定し、都道府県が「都道府県子ども・子育て支援事業支援計画」を、市町村が「市町村子ども・子育て支援事業計画」を策定することとされている。
- ・都道府県計画には、「保護を要する子どもの養育環境の整備（略）その他の子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する施策の実施に関する事項」として、社会的養護の施策に関する事項を定めることとされている。また、市町村計画には、都道府県の施策との連携に関する事項を定めることとされている。
- ・今後、同法の施行に向けて、これらの指針や計画の策定の検討が進められることとなっており、社会的養護の課題と将来像の取組を反映していくことが検討される。

5. 推進に向けての留意点

児童養護施設等の小規模化及び家庭的養護の推進については、小規模化等に対応した人材の育成が必要であり、特に社会的養護関係施設に従事する保育士の専門性の確保に努めるべきである。

(統計)小規模化の実施状況

(1) 地域小規模児童養護施設の推移

	平成18年度		平成19年度		平成20年度		平成21年度		平成22年度		平成23年度		平成24年度	
	施設数	実施数	施設数	実施数	施設数	実施数	施設数	実施数	施設数	実施数	施設数	実施数	施設数	実施数
合計	118	118	146	146	149	171	157	190	173	214	182	232	185	244
1か所実施	118	118	146	146	・	・	131	131	140	140	141	141	137	137
2か所実施	—	—	—	—	・	・	22	44	28	56	34	68	39	78
3か所以上実施	—	—	—	—	・	・	4	15	5	18	7	23	9	29

(注)平成19年度まで指定は1か所のみ。平成20年7月1日から複数設置が可能。(平成20年度は1施設あたりの実施か所数の内訳調査なし)

(2) 小規模グループケア実施状況の推移(児童養護施設)

	平成18年度		平成19年度		平成20年度		平成21年度		平成22年度		平成23年度		平成24年度	
	施設数	実施数	施設数	実施数	施設数	実施数	施設数	実施数	施設数	実施数	施設数	実施数	施設数	実施数
合計	284	284	315	315	333	395	318	403	335	459	357	559	369	686
1か所実施	284	284	315	315	271	271	233	233	222	222	197	197	177	177
2か所実施	—	—	—	—	62	124	85	170	102	204	139	278	140	280
3か所実施	—	—	—	—	—	—	—	—	11	33	11	33	19	57
4か所実施	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2	8	11	44
5か所実施	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	5	25	4	20
6か所実施	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	3	18	18	108

(3) 小規模グループケア実施状況の推移(乳児院)

	平成18年度		平成19年度		平成20年度		平成21年度		平成22年度		平成23年度		平成24年度	
	施設数	実施数	施設数	実施数	施設数	実施数	施設数	実施数	施設数	実施数	施設数	実施数	施設数	実施数
合計	29	29	33	33	38	39	40	46	49	58	55	74	58	90
1か所実施	29	29	33	33	37	37	34	34	40	40	37	37	33	33
2か所実施	—	—	—	—	1	2	6	12	9	18	17	34	21	42
3か所実施	—	—	—	—	—	—	—	—	0	0	1	3	2	6
4か所実施	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0	0	1	4
5か所実施	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0	0	1	5
6か所実施	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0	0	0	0

(注)平成19年度まで指定は1か所のみ。平成20、21年度は2か所、平成22年度は3か所、平成23年度からは6か所まで指定が可能。

(資料)家庭福祉施策関係事業実施状況調査(平成24年度は予定数)

(参考) 「社会的養護の課題と将来像」の要点の「社会的養護の整備量の将来像」より

(1) 社会的養護の児童の全体数

○社会的養護の児童数は、この10年間で1割増加している。子ども・子育てビジョンでは、被虐待児童の相談の増加等にかんがみ、平成20年度から平成26年度までに1割以上の増となると見込んでいる。

平成11年度末 3万7100人 → 平成22年度末 3万9500人 → 平成26年度(見込み)4万7600人

○その後は、当面、児童人口の推移と同じと仮置きして考えるとすれば、将来人口推計(高位推計)では、その後の10年間で、18歳未満人口の1割縮小が見込まれている。あるいは、人口の縮小にかかわらず、少なくとも対象児童は減少しないと見込むことが考えられる。

(2) 施設数等

○子ども・子育てビジョンで平成26年度までに、児童養護施設は610か所、情短施設は47か所の目標

○情短施設は更に増設が必要。児童養護施設からの10施設の転換を見込むと、児童養護施設600カ所、情短施設57カ所

○地域小規模児童養護施設は児童養護1施設に1カ所、自立援助ホームは児童養護2施設に1カ所を見込む。ファミリーホームは、5000人程度を見込んで1000カ所程度を見込む。児童家庭支援センターは児童養護施設等の標準装備としていく。

	平成23年4月	平成26年度 ※は子ども・子育てビジョンの目標値	想定される将来像
児童養護施設	585か所	610か所 ※	600か所程度
地域小規模児童養護施設	219か所	300か所 ※	600か所程度
乳児院	129か所	130か所	130か所程度
情緒障害児短期治療施設	37か所	47か所 ※	57か所程度
児童自立支援施設	58か所	58か所	59か所程度
母子生活支援施設	262か所	262か所	262か所程度
自立援助ホーム	76か所	160か所 ※	300か所程度
ファミリーホーム	126か所	140か所 ※	1000か所程度
児童家庭支援センター	82か所	120か所 ※	児童養護施設・乳児院の標準装備としていく

(3) 里親等委託率

○ 里親等委託率は、平成14年度の7.4%から21年度の10.8%まで、7年間で1.46倍に増加。子ども・子育てビジョンでは、平成26年度に16%とする目標を設定。その後の十数年間で、3割以上へ引上げる。

○ 児童養護施設は、児童3万人から2万人程度に抑え、里親やファミリーホームに移行させる必要

		平成21年度 (年度末実績)	平成26年度 (想定数)	想定される将来像
施設 養護	①児童養護施設(地域小規模を除く)	27,973人	31,900人程度	20,000人程度(半数はグループホーム)
	②地域小規模児童養護施設	1,141人	1,600人程度	3,200人程度
	③乳児院	2,963人	3,300人程度	3,000人程度
家庭 養護	④ファミリーホーム	497人	700人程度	5,000人程度
	⑤里親委託児童	3,876人	6,300人程度	7,100人程度 ~ 12,500人程度
合計数(①~⑤)		36,450人	43,800人程度	38,300人程度 ~ 43,700人程度
里親委託率(④+⑤) / (①~⑤)		12.0%	16%	31.6%~40.0%

(人数は一定の条件での試算)

(4) 施設機能の地域分散化の姿

○ 今後十数年をかけて、里親等、グループホーム、本体施設が概ね3分の1ずつという姿に変えていく。

<現在>

施設9割、里親等1割



<想定される将来像>

本体施設・グループホーム・家庭的養護をそれぞれ概ね3分の1に

本体施設	<table border="1"> <tr> <td>本体施設</td> <td>乳児院</td> <td>3,000人程度</td> </tr> <tr> <td></td> <td>児童養護</td> <td>11,000人程度</td> </tr> <tr> <td></td> <td>計</td> <td>14,000人程度</td> </tr> </table>	本体施設	乳児院	3,000人程度		児童養護	11,000人程度		計	14,000人程度
本体施設	乳児院	3,000人程度								
	児童養護	11,000人程度								
	計	14,000人程度								
グループホーム	<table border="1"> <tr> <td>グループホーム</td> <td>地域小規模児童養護</td> <td>3,200人程度</td> </tr> <tr> <td></td> <td>小規模ケアのグループホーム型</td> <td>9,000人程度</td> </tr> <tr> <td></td> <td>計</td> <td>12,200人程度</td> </tr> </table>	グループホーム	地域小規模児童養護	3,200人程度		小規模ケアのグループホーム型	9,000人程度		計	12,200人程度
グループホーム	地域小規模児童養護	3,200人程度								
	小規模ケアのグループホーム型	9,000人程度								
	計	12,200人程度								
家庭養護	<table border="1"> <tr> <td>家庭養護</td> <td>里親</td> <td>7,100人程度 ~ 12,500人程度</td> </tr> <tr> <td></td> <td>ファミリーホーム</td> <td>5,000人程度</td> </tr> <tr> <td></td> <td>計</td> <td>12,100人程度 ~ 17,500人程度</td> </tr> </table>	家庭養護	里親	7,100人程度 ~ 12,500人程度		ファミリーホーム	5,000人程度		計	12,100人程度 ~ 17,500人程度
家庭養護	里親	7,100人程度 ~ 12,500人程度								
	ファミリーホーム	5,000人程度								
	計	12,100人程度 ~ 17,500人程度								
児童数合計	<table border="1"> <tr> <td>児童数合計</td> <td>38,300人程度 ~ 43,700人程度</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(人口比例で1割縮小の場合) (縮小しない場合)</td> </tr> </table>	児童数合計	38,300人程度 ~ 43,700人程度		(人口比例で1割縮小の場合) (縮小しない場合)					
児童数合計	38,300人程度 ~ 43,700人程度									
	(人口比例で1割縮小の場合) (縮小しない場合)									

(人数は一定の条件での試算)